

第 2 回

水上村農業委員会総会

議 事 録

令和 8 年（2026）2 月 10 日
水上村農業委員会

第2回水上村農業委員会総会議事録

1. 令和8（2026年）2月10日第2回農業委員会総会のため、農業委員及び推進委員を水上村役場会議室に召集する。

1. 出席委員は次のとおりである。（9名）

席番号	氏名	席番号	氏名
1	藤田円香	6	那須利八
2	松田一洋	7	山本広樹
3	藤原珠美	8	愛甲純一
4	内田真治	12	川原隆治
5	尾前重徳		

1. 欠席委員は次のとおりである。（3名）

席番号	氏名
9	椎葉仁吏
10	川内ひと実
11	五家一久

1. 関係者の出席を求めたもの。

産業振興課長兼務農業委員会事務局長 田代 浩幸

1. 本会議の書記は次のとおりである。

農業委員会事務局 打越 理瑛

1. 会議議案は次のとおりである。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地利用集積等促進計画の決定について

議案第4号 非農地証明の交付申請について

議案第5号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の意見決定について

1. 会議内容は次のとおりである。

日 時：令和8年2月10日

場 所：水上村役場「大会議室」

事務局 ご起立ください。よろしくお願ひします。ご着席ください。
それでは会長、ご挨拶と総会の進行をよろしくお願ひいたします。

事務局 皆さん、こんにちは。

会長 （会長挨拶）

事務局 ありがとうございます。
改めまして総会の進行をよろしくお願ひいたします。

議長 では、ただ今から令和8年第2回農業委員会総会を開会いたします。
椎葉推進委員・川内推進委員・五家推進委員から欠席届が提出されておりますので、お知らせします。
議事録署名委員を指名します。
3番藤原委員、5番尾前委員にお願いいたします。

さっそく議事に入ります。
議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。
事務局より説明お願ひします。

事務局 それでは、説明いたします。
2ページをご覧ください。

番号の1です。

譲渡人、譲受人は資料をご確認ください。

土地の所在につきましては、岩野字下里坊にある農地1筆となります。

地目については、台帳は田、現況は畑、面積は197㎡です。

場所につきましては3ページの赤枠部分をご覧ください。

生善院猫寺の南西側に位置します。

また、4ページには現地写真を載せておりますので併せてご覧ください。

2ページに戻っていただきまして、

申請理由は、譲渡人の申出による所有権の移転（譲渡）でございます。

作付（予定）作物は、野菜です。農地を農地として利用するので、特に近隣農地に影響を与えることはないものと考えております。

経営面積及び稼働人員・自作小作の別は表示のとおりです。

次に番号の2です。

譲渡人、譲受人は資料をご確認ください。

土地の所在につきましては、岩野字上幸野にある農地1筆となります。

地目については、台帳は田、現況は畑、面積は629㎡です。

場所につきましては5ページの赤枠部分をご覧ください。

水上村役場の南西側に位置します。

また、6ページには現地写真を載せておりますので併せてご覧ください。

2ページに戻っていただきまして、

申請理由は、譲渡人の申出による所有権の移転（売買）でございます。

作付（予定）作物は、野菜です。農地を農地として利用する

ので、特に近隣農地に影響を与えることはないものと考えております。

経営面積及び稼働人員・自作小作の別は表示のとおりです。

以上のとおりでございますが、皆様の机上に配っております、緑色の冊子をご覧ください。こちらは、総会で使用する各種法令を記載した冊子です。各個人用の青色ドッジファイルにファイリングし、毎月の総会で確認できるようにしていただきたいと思います。

では、法令の確認に移ります。1ページ目の農地法のページをご確認ください。

農地法第3条第2項及び許可基準に農地等の所有権移転等の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合にはすることができないとされています。

まず、

- 1号 取得後に効率的に耕作等を行うと認められない場合、
 - 2号 農地所有適格法人以外の法人が権利を取得しようとする場合、
 - 3号 信託の引き受けによる取得である場合、
 - 4号 譲受人を含む世帯員等が農作業に常時従事すると認められない場合、
 - 5号 農地につき、所有権以外の権限に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者がその土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合。
 - 6号 譲受人又は世帯員が権利取得後において、耕作等の内容、農地等の位置及び規模からみて、農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがある場合
- のいずれにも該当しないと思われま。

議長

この件については、内田委員と愛甲推進委員が現地調査を行

っておりますので、結果について、内田委員、報告をお願いします。

内田委員 2月9日、愛甲推進委員と事務局、私の3名で、現地調査を行いました。申請地は、事務局からも説明があったとおりの生善院猫寺南西側にある農地と、水上村役場の南西側に位置する農地の2筆です。どちらも所有権移転後は農地として再度利用されるとのことで、特に支障はないと思われます。以上、報告いたします。

議長 ありがとうございます。
ただいまから、質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議案第2号については、全員賛成でございますので、許可と決定いたします。

議案第3号 農地利用集積等促進計画についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 説明します。7ページをご覧ください。

説明します。番号の1です。

借受人、貸付人は資料のとおりです。

湯山字上神揚にある農地 2 筆です。

地目は、台帳及び現況とも田で、面積は合計 3,621 m²です。
場所については、8 ページの赤枠部分をご覧ください。神揚
公民館の東に位置します。

7 ページにお戻りください。

申請理由は賃借権の更新で、契約期間は 5 年です。

経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻、賃借料は物納で、全部で米 30 kg 6 袋で
す。

次に、番号の 2 です。

借受人、貸付人は資料のとおりです。

湯山字高城にある農地 1 筆と、中覚井にある農地 1 筆の合計
2 筆です。

地目は、台帳及び現況とも田で、面積は合計 3,551 m²です。
場所については、8 ページの赤枠部分をご覧ください。旧湯
山小学校の東西に位置します。

9 ページにお戻りください。

申請理由は賃借権の新規設定で、契約期間は 5 年です。

経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻、賃借料は物納で、全部で米 30 kg 6 袋で
す。

以上のとおりであります。農地法関係法令集の 3 ページ目
をご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項に、農
地中間管理機構は、農用地利用集積等促進計画を定める場合
には、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、関
係する農業委員会の意見を聴くとともに、農地中間管理権の
設定又は農作業の委託を受ける土地が地域計画の区域内の土

地であるときにあってはその定めようとする農用地利用集積等促進計画の内容が当該地域計画の達成に資すると認められるかどうかについて当該地域計画を定めた市町村の意見を、その他のときにあっては利害関係人の意見を聴かなければならないとあり、さらに、

第11項には、農業委員会は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認めるときは、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することができる

とあり、都道府県知事が農用地利用集積等促進計画を許可するにあたり、賃貸借設定が適切であるかの意見集約をする必要があります。

農業委員会から促進計画作成の要請を受けた農地中間管理機構は都道府県知事の認可を経て、農用地利用集積等促進計画の設定を行います。

参考として、都道府県知事が農用地利用集積等促進計画の許可をする基準である同法第18条第5項も同じページに載せていますので、ご覧ください。

説明は、以上になります。

議長

ありがとうございます。

ただいまから、質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。質問、意見等はございませんか。

(意見なし)

許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議案第3号については、全員賛成でございますので、許可と決定いたします。

続いて、議案第4号 非農地証明交付申請についてを上程します。

事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、説明いたします。

10ページをご覧ください。

番号の1です。

申請人は資料をご確認ください。

土地の所在は、岩野字上楠にある土地1筆です。

位置につきましては11ページをご覧ください。

宮田公民館の北西に位置します。

また、12ページには現地の写真を載せておりますので併せてご確認ください。

10ページにお戻りください。

台帳地目は畑で現況は山林、面積は合計267㎡です。

申請理由といたしましては、耕作不適當等のやむを得ない事情により耕作放棄され、自然かい廃し、今後農地として利用される可能性がないということでこの非農地証明が申請されております。

議長

こちらにつきましても、内田委員と愛甲推進委員、事務局の3名で現地調査を行っておりますので、内田委員よりご報告をお願いいたします。

内田委員

報告いたします。

2月9日、愛甲推進委員と事務局との3人で現地の調査を行いました。

現地は荒廃（こうはい）が進んで山林と化しており、所有者も今後耕作する意思もないということで、非農地と判断してもよいかと思われます。以上、報告を終わります。

議長 只今の報告、事務局の説明について、質問意見等ございますか。

（質問、意見なし）

議長 許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議長 全員賛成でございますので、申請のとおり意見決定致します。

次に、議案第5号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の意見決定について、を上程します。事務局より説明をお願いします。

事務局 昨年7月に策定された県の食料農業農村基本計画を踏まえて県の基本構想の見直しが行われたため、それに伴い水上村の基本構想の見直し作業が必要となり、変更（案）に農業委員会の意見を添付して県へ協議を依頼するため、今回、議案として上程させていただきます。
皆様には、先週、変更（案）を郵送でお渡ししておりましたものです。
県の文言に合わせた見直しと法改正に伴う見直し以外で、変更した所を説明いたします。
19ページ目の「新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標」についてをご覧ください。
「確保・育成すべき人数の目標」を、県がこれまで600人だったところを-0.2%下げ、490人としたため、水上村も現在の3人から-0.2%下げ、2人となりました。

また、「新たに農業を営もうとする青年等の農業所得に関する目標」についても、現在の200万円から認定農業者認定基準である目標所得300万円の80%である240万円に変更しています。

次に、26ページにあります「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標」についてです。これまで農用地の集積率は80%を目標としていましたが、水上村のような山間農業地域と言われる地域は60%が目標の基準ということでしたので、60%に変更しております。

以上で説明を終わります。

議長

ただいまの、事務局の説明について何か意見はありませんか。

内田委員

19ページの5番の「新たに農業経営を営もうとする青年等の」に関する事なんですけど、新規就農っていうのは親元就農も入ってる意味なんですか？

事務局

これは新規に経営体として新たに始めるものということで、親元就農っていうのは、親の経営の中に入って、経営しますというのが親元就農になります。別に新たに経営するときの人が240万という目標をたてて就農する方々のことです。みなさん認定農家の方たくさんいらっしゃいますけれども、その方の子どもさんがとなれば、お父さんが経営者になって一緒にするということになります。経営を移譲されての新規じゃなくて、引継ぎになるのでそのままの目標というところになります。

議長

今の意見は、親元就農は入ってるのか入ってないのかという質問だったが、それにはどう答えるんですか？

事務局

これには入ってないです。

議長

入ってないという話でいいんですね。

事務局 そういうことです。

議長 他にありませんか。

35ページのイになるんですが、「中長期的な取組という項目で農業大学校におけるスマート農業等、時代の変化に応じた教育内容の提供を行う」というのがありますけれども、ここに農業大学校や農業関係研究機関等におけるということで研究機関を入れた方がいいんじゃないかなと思って話しましたけれども、どうですか。

事務局 農業大学校と農業関係ですか？

議長 農業大学校におけると書いてあるでしょ。

ところがこの後ろにあるスマート農業関係は農業機械メーカーや研究機関とかそういうものが、例えばこっちで言えば球磨農研あたりの圃場で講習会ばやりましたね。

だからそういうのを入れてやった方がよかと思う。

だから「中学生の体験学習等の実施や農業大学校や農業関係研究機関等におけるスマート農業時代に応じた教育内容の提供を行う」を入れた方がいいのではないかなと思って。

事務局 分かりました。

協議の時に県と協議してみます。

議長 他にありませんか。

ほかにご意見等がなければ、提案した議案は以上のとおりでありますので、第2回農業委員会総会を閉会します。

(13時 55分)

この議事録は、書記の記載したものでその正確を証するため
にここに証明する。

議 長 那 須 利 八

署名委員 藤 原 珠 美

署名委員 尾 前 重 徳